平成２２年（フ）第１５４４１号
東京都中野区新井２丁目49―10―201
債務者　倉持　里美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４４９号
東京都大田区中央４丁目33―21―201
債務者　舛森　和美
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４５２号
埼玉県越谷市蒲生茜町34―４―102
債務者　阿部　匡伸
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４５３号
神奈川県相模原市南区西大沼３―３―４―203、住民票上の住所東京都町田市小山町2385―３
債務者　新野　恵理
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４５５号
東京都江戸川区東葛西４丁目31―27―101
債務者　須賀　　淳
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４５８号
東京都江戸川区篠崎町８丁目12―10　パークサイドＫ101
債務者　山田　紀子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４５９号
埼玉県川越市大字笠幡976―６
債務者　大森　邦武
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４６５号
東京都江東区南砂３丁目２―２―101
債務者　鳥居　利美
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４６９号
東京都日野市旭が丘２丁目10―１―101
債務者　池田　　豊
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４８１号
東京都江東区亀戸４丁目42―９
債務者　吉川　　登
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４８３号
東京都江東区潮見１丁目29―23
債務者　川島　将光
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４８４号
東京都江東区大島１丁目４―７
債務者　千代田八重子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４９６号
東京都足立区舎人４丁目２―９
債務者　寺嶋　　綾
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４９７号
東京都立川市幸町５丁目16―９
債務者　眞鍋　　彰
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４９９号
東京都世田谷区玉堤１丁目６―13
債務者　國生夕里香
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５５００号
東京都世田谷区深沢３丁目25―14　網谷方102
債務者　羽吹　美憲
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部